

令和 6 年度介護報酬改定に伴う
報酬単位等の見直しについて

訪問型サービスの基本報酬・加算・減算

基本報酬（1月当たり）

週1回程度	1,176単位
週2回程度	2,349単位
週2回を超える程度	3,727単位

加算（令和6年4月追加分）

口腔連携強化加算	50単位／回
----------	--------

減算（令和6年4月追加分）

高齢者虐待防止措置未実施減算	-1／100
業務継続計画未策定減算(R7.4.1～適用)	-1／100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90／100
正当な理由なく事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(1月あたり50人以上の場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合 ※詳細は次頁	88／100
事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	85／100

同一建物減算

【訪問型サービス】

- 以下の要件を満たさない場合は、令和6年11月1日から減算

正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（(2)に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

< 判定期間等 >

	判定期間	計算書提出期限	減算対象期間
前期	令和6年4月1日～9月30日	令和6年10月15日	令和6年11月1日～令和7年3月31日
後期	令和6年10月1日～令和7年2月28日	令和7年3月14日	令和7年4月1日～9月30日

< 提出書類等 >

判定の結果、100分の90以上となった場合は、「別紙10 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」等を上記提出期限までに本市へ提出。

※判定結果によらず、全事業所計算書を作成し、5年間保管すること。

通所型サービスの基本報酬・加算・減算

基本報酬（1月当たり）

事業対象者・要支援1	1,798単位
事業対象者・要支援2	3,621単位

※運動機能向上加算の包括化

加算（令和6年4月追加分）

一体的サービス提供加算	480単位／月
-------------	---------

減算（令和6年4月追加分）

高齢者虐待防止措置未実施減算	－1／100
業務継続計画未策定減算	－1／100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通う者に対し、通所型サービスを行う場合	－376単位または－752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	－47単位

通所型サービス A の基本報酬・減算

基本報酬（1月当たり）

事業対象者・要支援1・要支援2（週1回程度の利用）	1,438単位
事業対象者・要支援1・要支援2（週2回程度の利用）	2,896単位

減算（令和6年4月追加分）

事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	－20単位
----------------------	-------

「書面掲示」規制の見直し

【全サービス】

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表することを令和7年度から義務付ける。

管理者の責務及び兼務範囲の明確化

【訪問型サービス・通所型サービス】

管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

ただし、

各職種の業務において、支障がないこと
兼務は原則 2 職種までとすること

業務継続計画未策定減算

【訪問型サービス・通所型サービス】

- 以下の要件を満たさない場合は、令和6年4月1日から減算
 - ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

◆ 経過措置

- ・ 上記要件を満たさない場合でも、令和7年3月31日までの間は、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備、非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、減算の適用をしない
- ・ 訪問型サービスは令和7年3月31日までは減算を適用しないため届出は不要（※令和7年4月以降については、3月14日までに届出がない場合、減算となる）

高齢者虐待防止措置未実施減算

【訪問型サービス・通所型サービス】

- 以下の要件を満たさない場合は、令和6年4月1日から減算
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

身体的拘束等の適正化の推進

【全サービス】

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

通所系サービスの送迎に係る取扱いの明確化

【通所型サービス・通所型サービス A】

送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。

- 利用者の送迎について、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。
- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。
- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。

※ なお、この場合の送迎範囲は、利用者の利便性を損うことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

【参考】居宅介護支援事業所の介護予防支援の指定

令和6年4月より、居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施可能となります。

なお、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託がなくなるものではありません。